

令和 8 年度大竹市晴海臨海公園における移動販売車の営業に係る募集要項

本要項は、大竹市晴海臨海公園において、移動販売車（キッチンカー）による営業を実施する事業者を募集するために定めるものです。

1 目的

大竹市では晴海臨海公園をより魅力のある公園とするため、民間事業者と協力し、更なるにぎわいを生み出す取組みを実施することとしています。

その一つとして、シーズンイベントという位置付けで当該公園にて一定の要件の下において、移動販売車による飲食物の販売営業を許可することとし、出店者を募集するものです。

2 出店者の応募資格

応募できる者は、次に掲げる事項を全て満たす個人又は法人とします。

- ・本取組の目的に同意し、大竹市が行う区画設定や区画の調整、清掃、出店後の報告等に協力できる者
- ・キッチンカーを保有及びリースしている者、又は、保有及びリースの計画がある者（ただし、キッチンカーの大きさは区画内に収まるもの（区画幅約 5m））
- ・大竹市内でキッチンカーでの営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ・食品賠償保険等に参加している者
- ・保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱うる者
- ・清掃等を適切に行い、魅力ある公園づくり協力できる者
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者
- ・大竹市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 3 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらに密接な関係を有しない者

3 提示条件

（1）設置場所

大竹市晴海二丁目地内 晴海臨海公園（「キッチンカー設置場所位置図」参照）

（2）出店区画

1 事業者あたり 2 区画以内（1 区画あたり約 30㎡）

※区画内のキッチンカー等の配置は設置場所図面に従って設置してください。

※同一区画の出店希望者が多数の場合は抽選により決定します。

※出店希望者数が区画数より多い場合は 1 事業者あたり 1 区画までとします。

(3) 設置期間

春季：令和8年 4月1日から令和8年 6月30日までの土日・祝日

夏季：令和8年 7月1日から令和8年 9月30日までの土日・祝日

秋季：令和8年10月1日から令和8年12月31日までの土日・祝日

冬季：令和9年 1月1日から令和9年 3月31日までの土日・祝日

※期間中であっても、天災等により出店できない場合があります。

※期間中であっても、公園管理上の都合等により出店を制限する場合があります。

※出店希望は1月単位で受け付けるものとします。

(4) 出店時間

原則として8時30分から17時00分まで（開店準備時間も含む）

(5) 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物

(6) 禁止事項

ア 酒類を販売すること

イ 賞味期限又は消費期限が切れている飲食物又はそれらを調理したものを販売すること

ウ 当事業に関する一切の権限を転貸、又はその使用权を担保に供し、若しくは譲渡すること

(7) その他

出店区画内においては、テーブルやイス等によりオープンテラスを設置することや、子供向けの体験ブース等を設置するなど、公園内で行うのにふさわしく更なる賑わいづくりに寄与する創意工夫を行うことは差し支えないものとします。

ただし、当該行為を行う場合には、申請段階にて概要を提出し、事前に大竹市の確認を要するとともに、キッチンカー以外の出店のみを行うことは禁止とします。

4 公園使用料

1区画につき1日590円【30㎡×18円×1.1（10円未満切り捨て）】

※使用料は出店の有無に関わらず、出店月における全ての土日・祝日の日数分を納付してください。なお、大竹市側から出店を制限している日は除きます。

※気象状況等により出店しない場合も使用料の還付はできません。

※出店者は設置期間の前月25日まで（25日が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで）に設置期間中の使用料をまとめて納付してください。納付が確認できない場合は許可を取り消すことがあります。

5 その他留意事項

(1) キッチンカーの搬入・搬出は出店者各自で行うこと

(2) 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること

(3) 調理に火気を使用する場合、大竹市火災予防条例第45条第6号に規定する届出を出店日の3日前までに提出するとともに、現地には必ず消火器を設置すること

- (4) 出店日には自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- (5) 販売終了後は、設置前と同じ状況へ戻すこと（原状復帰）
- (6) 販売品についての苦情は、出店者の責任において迅速に対応すること
- (7) 事故が発生した際は、ただちに市に報告すること
- (8) 食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合がある
- (9) キッチンカーの破損、紛失等について、大竹市は一切責任を負わない
- (10) キッチンカー事業者は、大竹市による出店区画や日程等の調整に対し協力すること
- (11) 出店日の営業終了後に公園内を周回し、清掃を行うこと
- (12) 一般利用者に十分配慮し、騒音防止や衛生管理、危険防止を図ること
- (13) 設置期間後 1 週間以内に実績報告書を提出すること

この要項の条件を満たさない場合は許可を取り消すことがあります。

6 提出書類について

(1) 提出書類

- ア 大竹市晴海臨海公園における移動販売車出店者応募申請書
- イ 営業許可証の写し
- ウ キッチンカーとして利用する車検証の写し（車両をリースしているものはリース契約書一式の写し）
- エ 食品衛生責任者、又はそれに代わる資格証明書の写し
- オ 食品賠償保険等の証明書の写し
- カ キッチンカーの写真（意匠やナンバープレートが確認できるもの）
- キ （法人の場合は）定款
- ク （実施する場合は）創意工夫内容がわかるもの

※過去 3 年間に於いて応募申請を行い、すでに審査を完了している者については、イ〜クの資料提出を省略できる。（ただし、申請内容に変更がある場合は変更事項について改めて提出が必要）

(2) 提出期間

設置期間の前月 1 日から 10 日までの間 必着

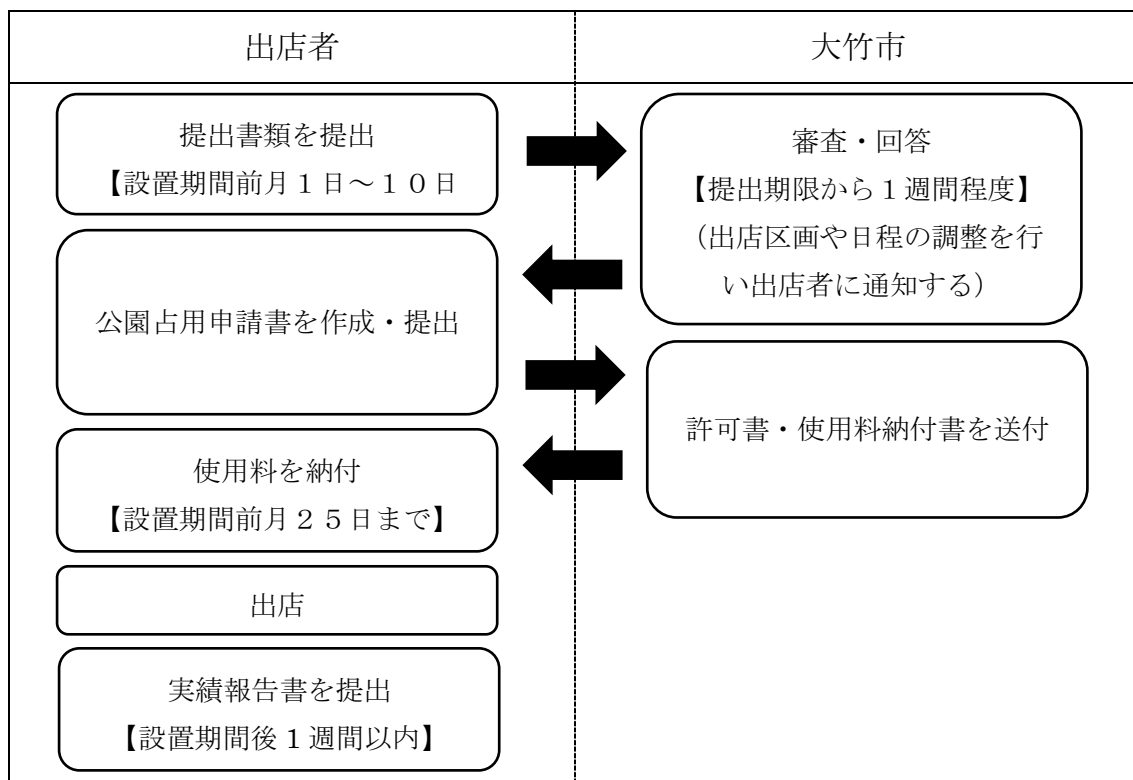
※ただし、10 日が閉庁日の場合は、直前の開庁日まで

※ただし、開庁日の 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

(3) 提出方法

大竹市役所建設部都市計画課計画整備係まで持参してください。

7 手続きの流れ



※出店について大竹市から出店者に回答がなされた時点で出店予定を辞退することはできません。なお、都合等により当日出店できない場合は使用料の還付はできません。

8 担当（提出・問い合わせ先）

〒739-0692 大竹市小方 1-11-1

大竹市役所 建設部都市計画課 計画整備係

電子メールアドレス：toshikei@city.otake.hiroshima.jp

電話：0827-59-2167